

犬山市農地利用最適化推進委員募集要項

1. 募集する人数および区域

8 名（募集区域：市内全域）

2. 任期

委嘱の日(令和8年7月 21 日を予定) ～ 令和11年7月19日（3年間）

3. 身分

犬山市特別職の非常勤職員(地方自治法第203条の2に規定)

4. 主な職務内容

- ①農業委員と連携し、農地の権利移動等の申請時の現地確認や意見提出
- ②遊休農地の発生防止・解消に向けた農地パトロールや農地所有者等への働きかけ
- ③違反転用の監視・解消への取り組み
- ④担い手への農地利用の集積・集約化の推進をするため、農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動
- ⑤新規就農者への支援活動、地域の農業者支援
- ⑥農業委員会総会、地域農業者との座談会、その他研修会等への出席 など

5. 報酬

犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき支給

6. 推薦又は応募の資格要件

原則として市内に住所を有する者で、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項についてその職務を適正に行うことができる者。ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- ①破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者
- ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③暴力団員又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

7. 推薦又は応募の方法

農地利用最適化推進委員候補者推薦書(以下「推薦書」という。)又は農地利用最適化推進委員候補者応募申込書(以下「応募申込書」という。)に所要事項を記入のうえ、添付書類を添えて犬山市産業課(出張所での受付不可)に提出してください。推薦・応募に要する費用は、推薦者・被推薦者、応募者の負担となります。

※農業委員、農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募はできますが、両委員を兼ねることはできません。

(1)推薦書及び応募申込書

農業者等(個人)が推薦する場合	様式第 1
法人又は団体が推薦する場合	様式第 2
本人が応募する場合	様式第 3

※推薦書及び応募申込書は、市産業課窓口にあります。また、市ホームページからダウンロードできます。

(2)添付書類

本籍地の市町村(市民課、住民課等)が発行する「身分証明書(発行後 3 か月以内のもの)」

8. 募集期間

令和 8 年1月19 日(月) ～ 令和 8 年2月18 日(水)

※募集人数に達しないときは、受付期間を延長します。この場合、受付期間最終日以降に市ホームページ等により公表します。

9. 提出先・問い合わせ先

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36番地 本庁舎3階

犬山市経済環境部 産業課(農業委員会事務局) あて

電話 0568-44-0341(直通)

※産業課窓口(【開庁時間】午前 9 時～午後 4 時)又は郵送にて提出してください(令和 8 年2月18 日必着)。

※提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

10. 農地利用最適化推進委員候補者の選考方法

推薦又は応募による候補者数が募集人数を超えた場合は、犬山市農業委員会の委員候補者等選考委員会を開催し、提出された書類をもとに候補者を選考します。

なお、必要に応じて、聞き取り調査や面接を実施する場合があります。

11. その他

推薦者、被推薦者及び応募者に関する情報は、募集期間の中間及び終了後に、法律等の規定により以下の内容を市ホームページ等にて公表します。

(1)推薦又は応募する区域

(2)推薦者(個人の場合)の氏名、職業、年齢及び性別

(3)推薦者(法人又は団体の場合)の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他推薦者の性格を明らかにする事項

(4)被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

(5)推薦又は応募の理由

(6)推薦者が、被推薦者を犬山市農業委員会の委員に推薦しているかどうか、又は応募者が、犬山市農業委員会の委員に応募しているかどうか

(7)被推薦者の数

(8)応募者の数

(9)その他農業委員会が必要と認める事項